城南家保ニュース Vol. 17-7

熊本県城南家畜保健衛生所 平成17年10月 発行

TEL: 0966-22-3814 FAX: 0966-22-3617

http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/jounan/jounan-index.htm

「抗菌剤の使用について!」

これまで子豚や雛の成長を促進されるために抗菌剤を飼料に微量添加することは世界中で広く行われていました(下痢等の発生減少など)。

近年、畜産物に対する安全・安心を求める消費者の声は高まり、畜産動物に対する抗菌剤の使用についても慎重な判断が必要と言わざるを得ません。

特にEU(ヨーロッパ諸国連合)では、2006年までに成長促進目的での抗菌剤の使用は全面禁止となる予定です。

今後わが国でも、飼料添加物の見直し、ポジティブリスト制の導入*1および抗菌剤非依存型畜産*2への 移行などが予想されます。しかしやむを得ずこれらを使用する場合、下記の事項を厳守され安全・安心な 畜産物の生産に努めていただくことが重要です。

- 1 抗菌剤の購入・使用は、指示する獣医師の診断に基づいて行われなければなりません (使用する抗菌剤は、関与している病原菌に対する活性に基づき選択します)
- 2 抗菌剤の併用は、活性スペクトルを拡大させ、その治療効果を増大させ相乗効果も期待出来ますが、 抗菌剤の組み合わせによっては、耐性の発生を出現する機会を増加させることがあります
- 3 抗菌剤の投与に当たっては、指示書に記載された投与法、用量、投与間隔、治療期間、休薬期間およ び用量と治療する動物の数を厳守してください

* 1: 抗菌剤非依存型畜産について

畜産物に対する安全・安心の観点から、抗菌剤に依存しない健康な畜産物の生産が求められています。

その一方策として飼育環境の清浄化により抗菌剤に依存しない畜産物の生産を目指す HACCP 方式も 一部の畜産農家に導入されています。 このような中で、成長促進目的で使用される抗菌剤の代替品として、有機酸、生菌剤、酵素剤等が着目され、これらを用いた抗菌剤非依存型畜産が模索されています。

*2:ポジティブリスト制の導入について

ポジティブリストとは、原則全てが禁止されている中で、禁止されていないものを一覧表に示した ものを指します(原則自由の中で禁止しているものだけを一覧表にするネガティブリストの対義語)。 平成 15 年の食品衛生法の改正で、農薬、動物用医薬品、飼料添加物についてポジティブリスト制が 導入されました。

輸入食品の安全性に対する国民の関心が高まっている一方、現行制度においては、残留基準が定められていない農薬等を含む食品の流通に対する規制が困難であるため、残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の流通を原則として禁止する、つまり、全ての農薬等に残留基準を作りリストとして示すこととされました。

ご不明な点は、城南家畜保健衛生所まで TEL 0966-22-3814 FAX 0966-22-3617